

■教育行政のポイント

性暴力等防止に関する「基本指針」

小川 正人

「性暴力防止法」の意義

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」(2021年6月28日成立、6月4日公布以下「性暴力防止法」)が、2022年4月1日に施行された。文科省は、施行に先立ち、同法の趣旨の徹底と実効的対策を講ずることを要請する「基本指針」を関係機関に通知した(3月18日)。

「性暴力防止法」は、わいせつ行為を事由とした懲戒免職による免許状失効者が無条件一律に免許状再授与をできないよう再発行申請の際に「都道府県教育職員免許状再授与審査会」の意見を踏まえ再授与の是非を判断すること等を主な内容とするものである。

また、同法は「児童生徒性暴力等」を明確に定義した点でも意義がある。教員のわいせつ行為や性交等を同意の有無にかかわらず禁止し、児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるもの等も該当するとした。そして、国、自治体、学校に防止策と必要な措置を講ずることを求めている。国、自治体、学校の連携で行うこと、特に、任命権者には適正で厳格な懲戒処分の実施、学校には児童生徒への啓発と保護・支援の周知徹底、事前防止と早期発見の取組み、そして、免許状失効者等のデータベースの整備とデータ登録の厳格化を文科省と任命権者に強く要請している。

「基本指針」と学校管理職の留意点

「基本指針」は、同法の趣旨を徹底する目的で同法規定の施策を講ずる際の留意点等を記載しており、教委、学校の関係者には必読の通知である。

本稿では、特に、学校管理職に重要と思われる「教育職員等による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときの措置」で言及されているいくつかの重要な項目を紹介しておく。

第一は、先の刑法改正(2017年7月)で強制わいせつ罪や強制性交等罪等は非親告罪(被害者の告訴がなくとも検察官が起訴することのできる犯罪)となっており、被害者やその保護者等による告訴がない場合も、児童生徒等からの相談に応じる者並びに報告を受けた教委担当者・学校管理職は告発義務を免れるものではないこと、本来告発すべき事案が告発されないということが生じないようにすることが必要であるとしている。

第二は、児童生徒性暴力等には犯罪行為として扱われるべきものや生命身体に重大な被害が生じるような事案も含まれており、学校はためらうことなく所管警察署に相談し連携して対処することが必要であり、適切な連携促進のため「児童生徒性暴力等対策連絡協議会」の仕組みを設け、日頃から情報共有できる体制を構築しておく必要があるとしている。

第三は、再授与審査では、事実確認で判明した事実に基づき当該特定免許状失効者等が性暴力等を再び行わないことの蓋然性等に係る検討が行われることを踏まえ、事実確認段階においては、当該教育職員等が行った児童生徒性暴力等を専門家等の協力を得て適切に把握しておくことが重要であるとしている。

第四は、児童生徒性暴力等があつたにもかかわらず、懲戒処分を行わず、依願退職等により水面下で穏便に済ませてしまうようなことは決してあってはならないこと、また、学校管理職や教委が、法により求められる必要な対応を行わず、児童生徒性暴力等の事実を放置したり隠ぺいしたりする場合には、この法の義務違反や信用失墜行為として地方公務員法による懲戒処分の対象となり得るとしている。

教委や学校管理職は、教育職員等の対児童生徒性暴力等を根絶すべく断固たる決意で取り組む必要がある。

(おがわ・まさひと=東京大学名誉教授)

●価値観を揺さぶる、22人の識者からのメッセージ

2030年の学校をつくるスクールリーダーへ

【編】『教職研修』編集部 四六判/定価 2,200円(税込)

